

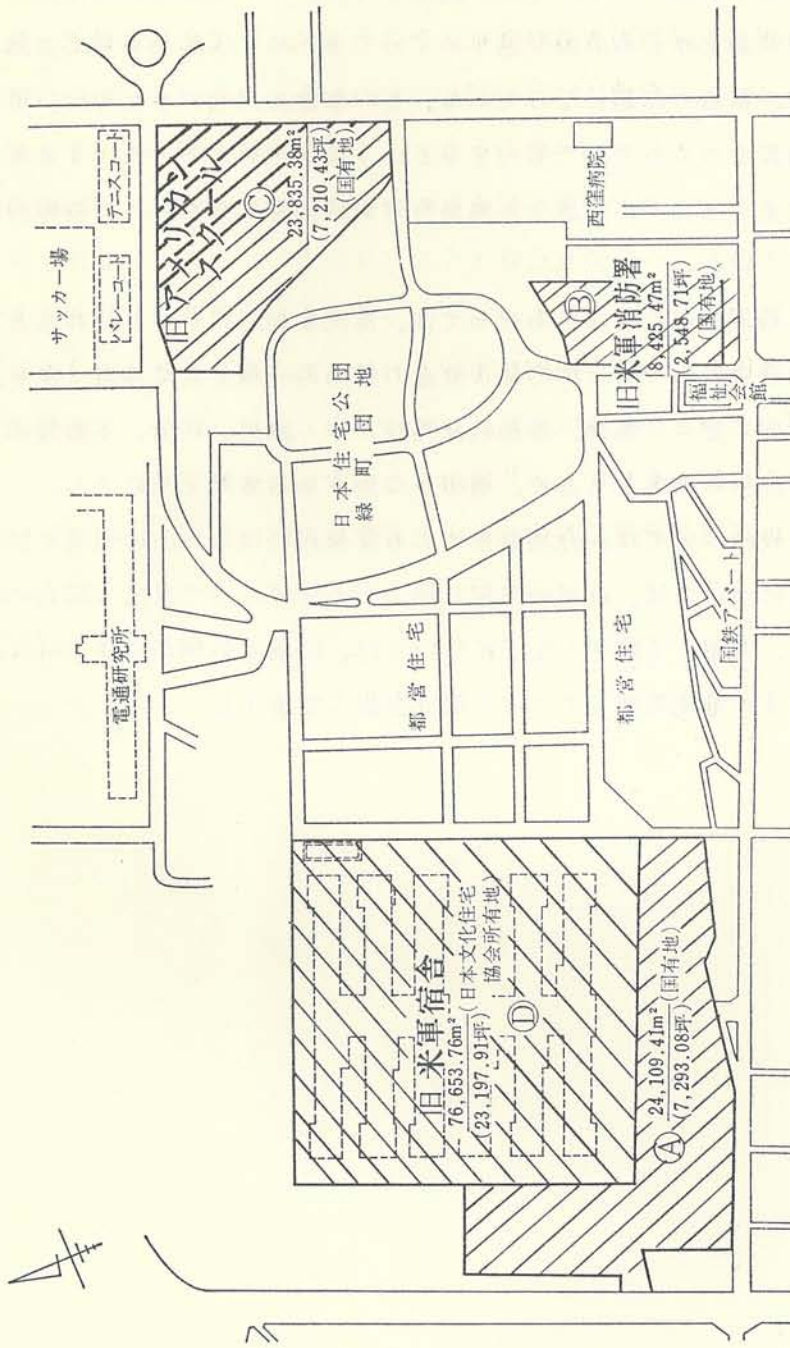
## 第 6 章 四つの緊急施策

### (1) 米軍施設跡地の確保

市による米軍施設跡地の A B C 3 地区全体の確保はすでに基本構想・長期計画で決定済みでありすでに C 地区は市の管理にゆだねられたが、これらの地区は市の最後の大規模オープン・スペースであるとともに、市全域の環境水準を上昇させるための緑のネット・ワーク計画の中枢をなしている。しかもそこに武蔵野市でいちじるしくたちおくらせている公園を造成するならば、市の都市的環境条件全体への長期的な波及効果は大きく、ぜひとも実現する必要がある。市議会は昭和 48 年 3 月全会一致で、3 地区の市への全面的払下げ（貸与）を求める『意見書』を議決して国に提出し、市の強い態度を表明した。また、さらに D 地区についても緑地ならびに緊急避難広場の機能をも有する公共用地としての確保をめざす。

このため市は米軍施設跡地対策本部を設置する。

第 1 2 図 グリーンプーク米軍施設跡地



## (2) ゴミ処理システムの整備

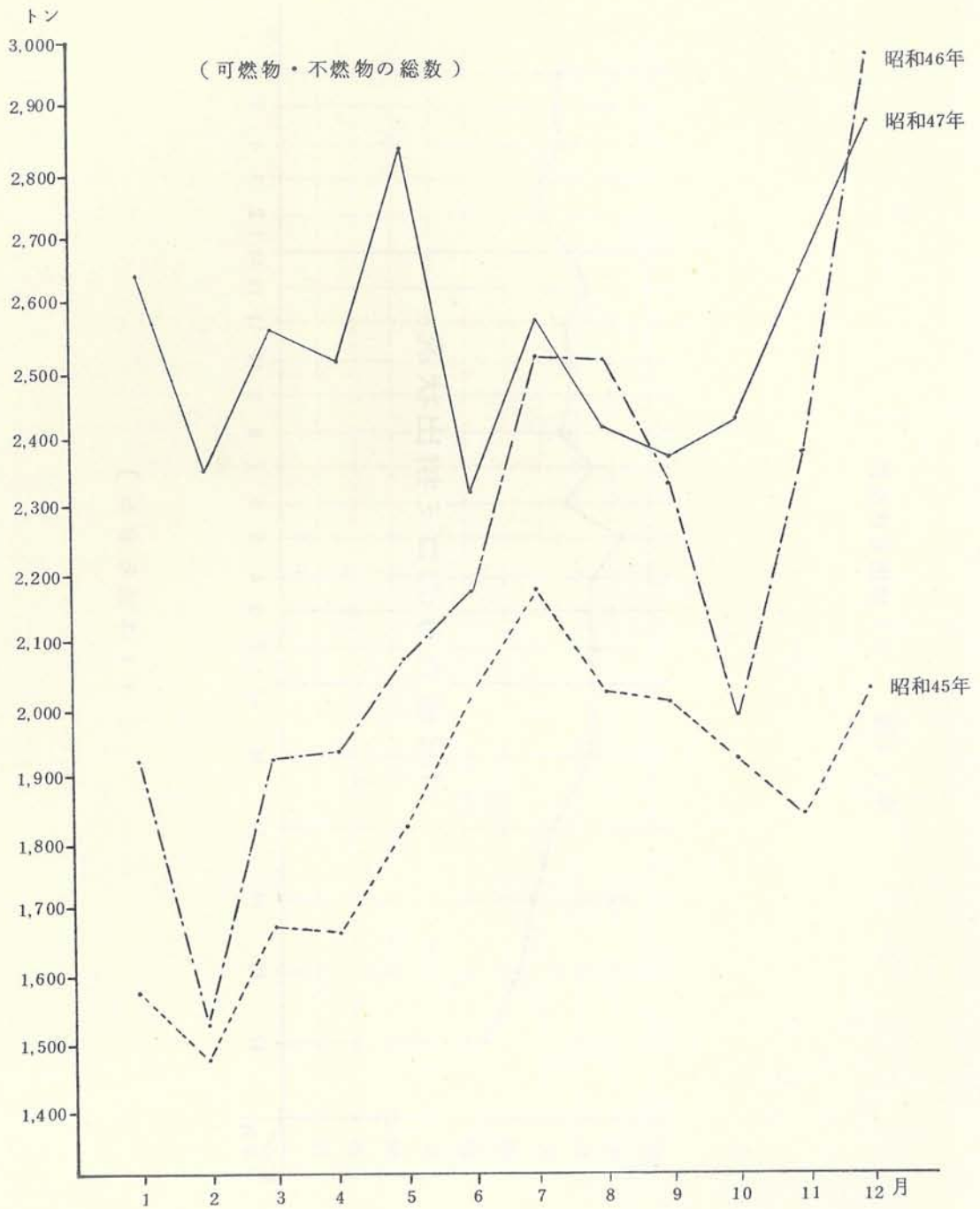
清掃問題は、都市問題の中核をなしており、清掃システムは現代の都市生活における基本的都市装置である。今日、武蔵野市は、ゴミ処理施設問題および大型不燃ゴミの処理問題をはじめ清掃問題をめぐってきわめて困難な事態に直面しており、その解決は、緊急の課題となっている。この事態に対処するために、市は、市内にゴミ処理施設をつくる方向で努力するという基本方針にそって、48年7月清掃対策本部を発足させたが、市議会も廃棄物対策特別委員会を中心に積極的にこの問題にとりこんでいる。

このゴミ処理施設の検討にあたっては、市民参加方式をとりいれるとともに、市政の長期的展望にたつて全体的都市改造の戦略的一環として位置づける。

また、大型不燃ゴミ処理、焼却残灰処理、ゴミ減量、収集、運搬等について清掃対策市民委員会の提案をもとに、適切かつ創意ある施策を推進する。

とくに収集については、分別収集による資源再利用の方法の開発に努力し、また、減量、分別については、市民の理解と協力が不可欠なので市民の総意の結集をはかるとともに、大型・不燃ゴミなどについては、広域的処理が必要不可欠なので都にたいして三多摩地域処理システムの確立を強く要請する。

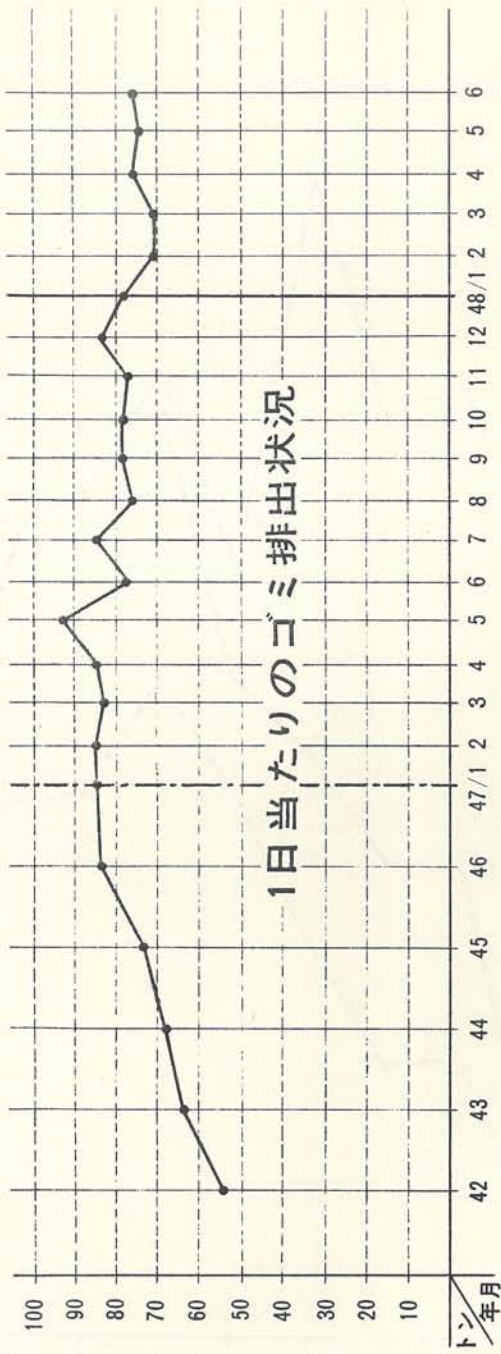
第13図 ゴミ排出量状況図



(盆暮のゴミをどうへらすか)



第14図 ゴミ排出量状況図



[ ゴミは減らせる ]

### (3) 市民センター建設

長期計画によって決定された市民センターの建設は、現在の庁舎のいちじるしい老朽化もあって市の緊急課題となっている。この市民センター建設は、たんに庁舎の改築にとまらぬ市民サービスを意味するだけでなく、市民にとっては市民施設の中央センターの整備、職員にとっては労働環境の改善による働きやすい職場づくりを意味している。

現在、市民センター建設市民委員会ならびに市民センター建設庁内会議によって建設計画を検討中であり、市議会も市長の提案をまっぴら、近く検討にはいるはずである。市民委員会は、48年1月中に6回にわたり、市内72団体の代表78名ならびに一般市民12名の参加を得て市民会議を開催して市民の広範な意見を結集している。(議事録は市で印刷、配布。なお、討議要綱ならびに議事録抜すいは市報昭和48年1月1日号および3月15日号参照)。

建設予定地には米軍施設跡地のC地区の一部が候補地にのぼっているが、市民センターは、市役所だけではなく各種の市民施設を併設して武蔵野市における市民自治のシンボルになるとともに、市政100年の大計に対応し得るような設計と機能を必要とする。また、C地区に設置されるときは陸上競技場、市営運動場をふくめて中央公園地区として一体的に設計する。

なお、その建設にあたっては、窓口をはじめ事務過程の改革をめぐって、庁内外にわたる一層の討論をおこない早急に成案をつくる。

### (4) 用地の先行取得

武蔵野市は、人口密度全国第5位という超過密状態にあり、まとまった空地がすくなく、しかも地価の暴騰がつづいているので、公共用地の取得は困難な状態にある。このような傾向は今後ますます促進されるものと思われる。したがって、人口が『長期構想・長期計画』に想定された15万人をこえる場合には、小・中学校の新設は全く不可能という事態に追い込まれる。他方、他市に比較してたち遅れのいちじるしい公園・遊び場の新增設もふくめて、各種市民施設の用地を早急に確保する必要がある。こうして、従来の人口抑制政策を継続するとともに、さしあたっては使用目的を限定しない公共用地の先行取得を一層推進することが緊急の課題となっている。このため、地域別・目的別用地先行取得計画を早急に策定し(第8章参照)、町丁別に必要用地面積を推計し、その確保を重点的におこなう。とくにその

際近い将来必要とされるであろう小中学校新設の予備地の確保に留意する。

用地取得にあたっては、市民施設だけでなく、小公園や都市改造代替地のため、たとえ小規模の用地であっても確保する。先行取得した用地の適正利用をはかるため、あらかじめ市の市民施設、緑などのネット・ワーク計画を策定してその使用目的を決定し、総合的配慮を欠いたバラバラの施策はおこなわない。最終的使用目的が決定するまでは、仮設児童遊園などのかたちでただちに市民に一時的開放をおこなう。

以上の用地先行取得を強力に実現するため、起債・公社立替など財政手段の弾力的運用をはかるとともに市民からの土地情報の提供その他必要な協力を求める。